

名古屋市告示第41号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和7年1月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

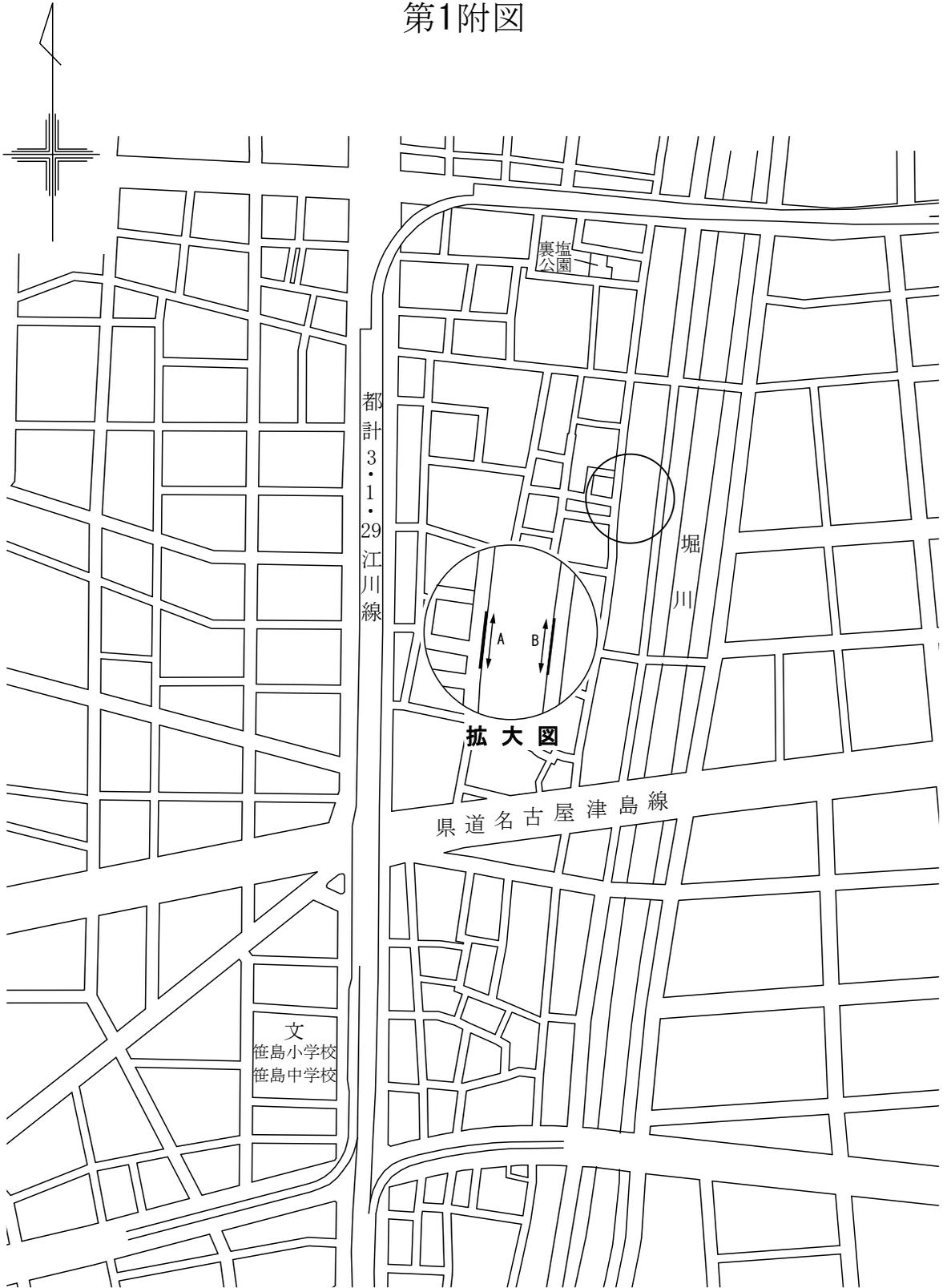
道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区 間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	那古野一丁目第1号線	名古屋市西区那古野一丁目3613番地先から	前	0.030	6.55 ～7.07	第1図
			名古屋市西区那古野一丁目3613番地先まで	後	0.030	6.18 ～6.41	
	B	那古野一丁目第2号線	名古屋市西区那古野一丁目3613番地先から	前	0.030	5.42 ～5.72	
			名古屋市西区那古野一丁目3613番地先まで	後	0.030	5.21 ～5.50	
	A	枇杷島野田町線	名古屋市中村区岩塚町5丁目61番地先から	前	0.005	15.00	第2図
			名古屋市中村区岩塚町5丁目61番地先まで	後	0.005	15.00	
	B		名古屋市中村区岩塚町字神田13番地先から	前	0.005	15.00	
			名古屋市中村区岩塚町字神田13番地先まで	後	0.005	15.00	

C		名古屋市中村区岩塚町字城前1番の1地先から	前	0.103	15.00
		名古屋市中村区岩塚町字城前90番の3地先まで	後	0.103	15.00 ~22.04
D	下用水西線	名古屋市中村区岩塚町字城前5番の1地先から	前	0.005	13.60 ~13.67
		名古屋市中村区岩塚町字城前6番の1地先まで	後	0.005	13.51 ~13.62

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図

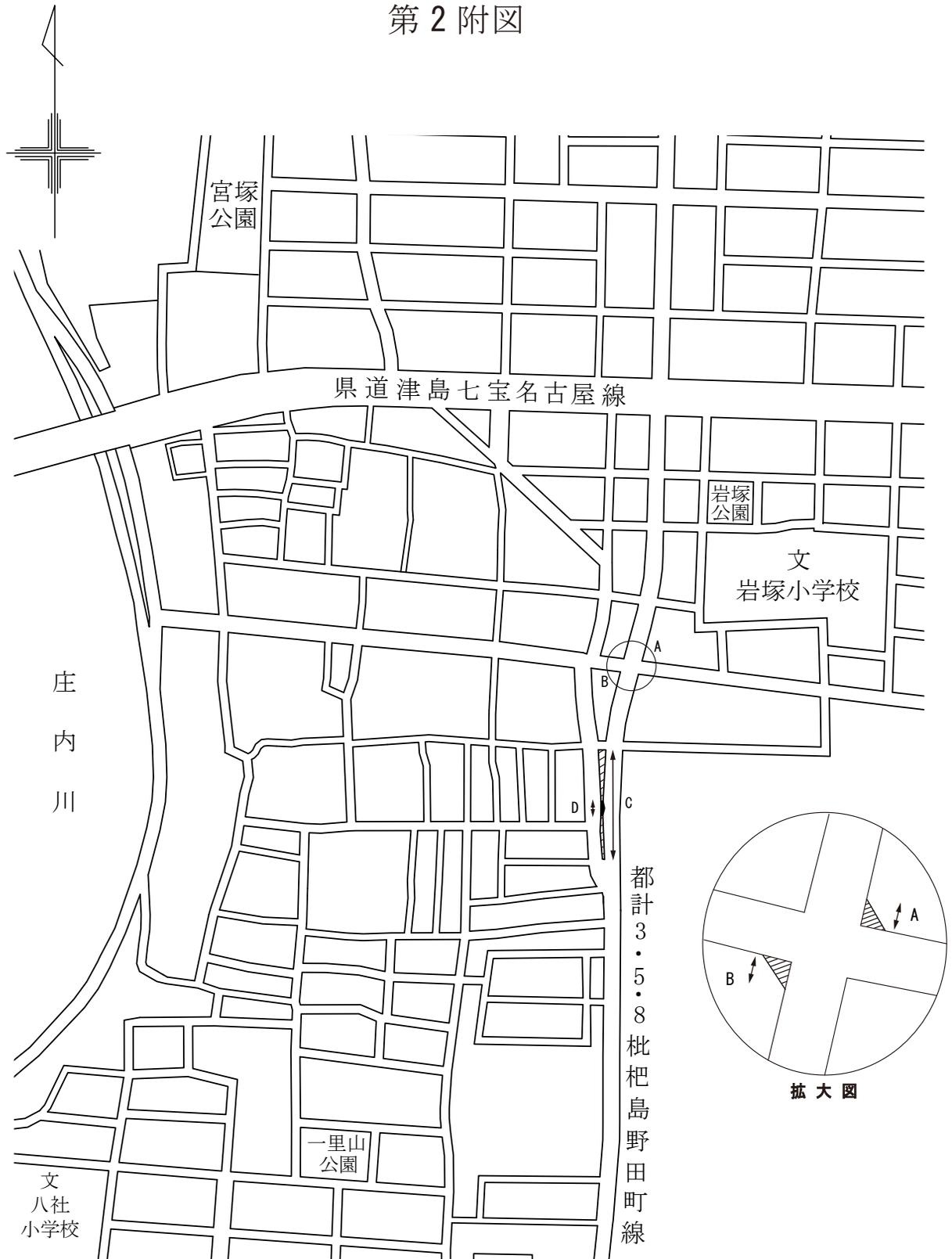


凡 例

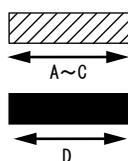


区域変更により廃道する部分

第2 附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

区域変更により廃道する部分